

個別論点

1. 学級編制・職員

	幼稚園の基準	保育所の基準	現行の幼保連携型認定こども園	新たな幼保連携型認定こども園
職員配置基準 (学級編制基準)	◎ 国基準 1 学級の幼児数は、35 人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を 1 人置かなければならない。	◎ 国基準 保育士の数は、 0 歳児 3 : 1 1 ・ 2 歳児 6 : 1 3 歳児 2 0 : 1 4 ・ 5 歳児 3 0 : 1 とする。ただし、常時 2 人以上。	◎ 国基準 ○ 職員配置基準 ・ 短時間（4 時間）利用児：幼稚園と同じ（35 : 1） ・ 長時間（8 時間）利用児：保育所と同じ。 ○ 学級編制基準 1 学級の子ども数は 3 5 人以下を原則とし、学級ごとに少なくとも 1 人の学級担任を置かなければならない。	◎ 国基準（対応方針） ○ 満 3 歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。⇒具体的な「職員配置基準」は、公定価格の議論において引き続き検討 ○ 満 3 歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭を 1 人置かなければならないこととする。 ○ 1 学級の幼児数は、3 5 人以下を原則とする。
	■ 千葉県基準 1 学級の幼児数は、 3 歳児 30人以下 4 ・ 5 歳児 35人以下 を原則とし、各学級に専任の教諭等を 1 人置かなければならない。	★ 柏市基準 国基準に同じ。	■ 千葉県基準 ○ 職員配置基準 ・ 短時間（4 時間）利用児 3 歳児 3 0 : 1 4 ・ 5 歳児 3 5 : 1 ・ 長時間（8 時間）利用児 3 歳児 2 0 : 1 4 ・ 5 歳児 3 0 : 1 ○ 学級編制基準 1 学級の子ども数は 3 5 人以下（3 歳児は 3 0 人以下）を原則とし、学級ごとに少なくとも 1 人の学級担任を置かなければならない。	★ 柏市基準 ???

※ 網掛け部分は、自治体の独自基準

2. 設備

	幼稚園の基準	保育所の基準	現行の幼保連携型認定こども園	新たな幼保連携型認定こども園							
園舎・保育室等の面積	◎ 国基準 ○ 学級数に応じた、園舎全体の面積基準を規定 ・ 1学級 180㎡ ・ 2学級以上 320㎡ + 100㎡×(学級数－2) ○ 居室の種類に応じた面積基準について規定なし	◎ 国基準 ○ 園舎面積について規定なし ○ 居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準を規定 ・ 乳児室 1.65㎡以上/人 ・ ほふく室 3.3㎡以上/人 ・ 保育室、遊戯室 1.98㎡以上/人	◎ 国基準 ○ 園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は、幼稚園の基準と同じ。 ○ 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は、保育所の基準と同じ。	◎ 国基準（対応方針） 園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。 ・ 園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く）は、幼稚園基準を満たすこと。 ・ 各居室（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室）の面積は、保育所基準を満たすこと。							
	■ 千葉県基準 ○ 園舎面積は、国基準どおり ○ 保育室の最低面積は、以下のとおり <table><tr><td>学級定員</td><td>最低面積</td></tr><tr><td>30人以下</td><td>39㎡</td></tr><tr><td>31～35人</td><td>46㎡</td></tr><tr><td>36～40人</td><td>53㎡</td></tr></table>	学級定員	最低面積	30人以下	39㎡	31～35人	46㎡	36～40人	53㎡	★ 柏市基準 乳児室は、3.3㎡以上/人※2。それ以外は、国基準に同じ。	■ 千葉県基準 乳児室は、3.3㎡以上/人。それ以外は、国基準に同じ。
学級定員	最低面積										
30人以下	39㎡										
31～35人	46㎡										
36～40人	53㎡										

※1 網掛け部分は、自治体の独自基準

※2 これ以外に、柏市の独自基準として、満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室を設ける必要があるが、保育室の設置は遊戯室の設置に優先するものとする「優先規定」がある。⇒新たな幼保連携型認定こども園の柏市基準にも同様の基準を盛り込む予定